

平成28年4月1日
学 長 裁 定

東京工芸大学利益相反ポリシー

本学は、1923年以来、社会に有為な職業人の養成を目指し、先端のテクノロジーやメディアを用い、工学と芸術学の知識・技術と感性を融合した新しい分野の創生に貢献する創造的人材を輩出してきました。

今後は、かかる活動に加えて、産学官連携活動等の社会貢献が大学の知と文化の拠点として重要な使命と考え、大学の知の成果を積極的に社会に還元することにより文化と産業の発展に貢献していくことを本学産学官連携ポリシーにて明確にいたしました。

しかし、産学官連携活動を進める場合、本学の基本使命である教育活動や研究活動との間で相互背反的な関係が生じることもあるので、これらの間の利益相反関係を適正に管理し、各々の活動が健全かつ積極的に推進できるよう、ここに、「東京工芸大学利益相反ポリシー」を表明します。

1. 本学で取り扱う利益相反の定義と対象者

1) 広義の利益相反とは、狭義の利益相反と責務相反とを含むものである。

狭義の利益相反とは、本学役員及び専任教職員（以下「職員」という。）の産学官連携活動に伴って生じる利益と大学における教育及び研究上の責任とが相反する状態をいう。

責務相反とは、職員が産学官連携活動をする中で、大学における職務遂行の責任と産学官連携での業務の責任が両立しえない状態をいう。

2) 本ポリシーの対象者は、本学の職員とする。ただし、当該職員以外であっても必要に応じて本ポリシーの適用を求めることができる。

2. 利益相反に関する基本的考え方

産学官連携活動を進めるに際しては、教育・研究活動を産学官連携活動に優先させることを前提とし、産学官連携活動が教育・研究活動との間で背反的な状態が深刻とならないよう、以下の点を重視する。

1) 「学生の学ぶ権利に基づく利益」と「本学の産学官連携に基づく経済的利益」や「私的利益」が相反する場合には、「学生の学ぶ権利に基づく利益」を優先する。

2) 「他の組織における職務で生じる私的利益」を追求するあまり、「本学における職務で期待される利益」を損ねることが無いよう努める。

3) 「他の組織における職務」の遂行にあたって、その結果得られる「私的利益」が、「本学における職務」の信頼性に疑惑を抱かれないように、透明性を確保する。

3. 対象事象

本ポリシーの適用事象は、以下のとおりとする。

- 1) 就業規則等の規程により許可を得て法人の職以外の職を兼ねる場合
- 2) 共同研究及び受託研究を行う場合
- 3) 大学の職務で行った研究成果に関して譲渡又は使用許諾する場合
- 4) 寄付金、設備又は物品の供与を受ける場合
- 5) 相手方から物品を購入する場合
- 6) 外部から研究を受け入れる場合
- 7) 相手方から研究者等の人材を受け入れる場合
- 8) 産学官連携活動に学生が参加する場合
- 9) 株式、知的財産に関して相手方から利益供与を受けている場合
- 10) その他、職員の学外の機関又は私的な活動であって大学の教育又は研究活動の使命との利益相反状態になる場合

4. 利益相反管理体制

大学に利益相反委員会を設置し、利益相反管理・運用に関する事項を審議する。

利益相反委員会に関する事項は、「東京工芸大学利益相反委員会規程」で定める。

5. その他

- 1) 本ポリシーの改廃は、学長が行う。
- 2) 本ポリシーは、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。